

## 中小企業者等脱炭素事業融資保証料補助金対象者

市税を完納している中小企業者（大企業の子会社を除く。）、中小企業団体及び中小企業者が主たる構成員である公共的団体（構成員が業として利用する施設又は設備を整備する場合）、富士市環境アドバイザーに限ります。

### 中小企業者の定義

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	三億円以下	三百人以下
卸売業に属する事業	一億円以下	百人以下
サービス業に属する事業	五千万円以下	百人以下
小売業に属する事業	五千万円以下	五十人以下

※資本金・従業員のいずれかが下回ると中小企業となります。

※大企業の子会社：中小企業の定義に当てはまらない事業者が、資本又は役員の過半数を占めている事業者

※中小企業者には、個人事業主を含みます。

※医療法人、学校法人及び社会福祉法人については、サービス業として扱います。